

ニュージーランドにおける犯罪被害者と刑事司法

奥村正雄

I はじめに

ニュージーランドは、一九六三年一〇月に世界で初めて一九六三年犯罪被害補償法 (Criminal Injuries Compensation Act 1963) を制定して翌年一月一日から同法を施行し、犯罪被害者やその家族・遺族 (以下、「犯罪被害者等」という) に対して経済的支援を行う先駆けとなった国であり、その後も多くの先進的な犯罪被害者支援制度の導入を図り、また、様々な改革を経て、こんにち犯罪被害者対策の先進国の一つとなっている。

種々の支援対策の中でも、犯罪被害補償制度のほか、刑事手続における犯罪被害者の保護対策として、一九八七年犯罪被害者法 (Victims of Offences Act 1987) に続き、二〇〇二年被害者権利法 (Victims' Rights Act 2002) が制定され、るといったように法整備が図られている。さらに、近時、世界的に修復的司法の問題が大きな論議を呼んでいるが、同

国では、裁判所が関与した形態の修復的司法のパイロットスキームが実施され、その成果が注目されている。

以下では、損害回復と刑事手続上の被害者保護の点を中心に、最近の同国における犯罪被害者等の支援や保護と刑事司法について、若干の紹介を行うことにする。

II 損害回復の制度

1 災害補償制度

(1) 犯罪被害者等が被った犯罪被害の経済的救済は、基本的にどの国においても本来、民事賠償制度によるのが原則であろう。もともと、現実には、加害者の資力不足等の事情から勝訴しても賠償金がとれないこと、刑事事件とは別に民事訴訟を提起し、しかも刑事手続とは別個に新たな証拠に基づき訴訟を提起する必要があるため被害者側の負担が大きく、また訴訟遅延があるなどの事情により、同制度により救済される犯罪被害者等は少なく、その実効性が乏しい現実があるのも世界的に共通の現象であろう。

そこで、民事賠償制度から取り残された犯罪被害者等は泣き寝入りするしかなかった状況に風穴を開けたのが、イギリスの刑罰改良家であった、M・フライ女史 (M. Fry) であった。フライは、一九五七年に国による犯罪被害補償制度の必要性を説き、特に暴力犯罪による生命・身体等の被害について民事救済を受けられない気の毒な犯罪被害者等に対して国が社会を代表して被害補償を行うことにより、経済的に支援するとともに、犯人に対する復讐心を緩和することが可能であると考え、法制度化のロビー活動を展開した。これによりイギリスでは、一九六四年八月一日から「要綱」(scheme) として犯罪被害補償制度 (Criminal Injuries Compensation Scheme) が発足した。¹⁾ こうして、暴力犯罪によ

る人身被害に対しては、原則として民事賠償制度による損害回復を行うが、これによりえない場合は犯罪被害補償制度によるという二本立ての対応が一般的になっていく。これに対し、ニュージーランドでは、これと異なる対応がとられることになった。

(2) 当初、コモンウェルスの一員であるニュージーランドは、民事賠償請求訴訟の実効性が乏しいことやイギリスの動向も踏まえ、いち早く一九六三年犯罪被害者補償法により翌年一月一日に法制度として犯罪被害補償制度をスタートさせた。しかし、その後の展開は、イギリスとも、それ以外の国とも異なる独自の経済的支援対策を講じていくことになった。

ニュージーランドの犯罪被害補償制度は、労災補償型の性格を有し、労災補償レベルの補償を国が犯罪被害者等に補てんするという形態をとった^②。その後、一九六七年のウッドハウス委員会が、交通事故や労災等の被害者救済の見直しの過程で、民事賠償制度の実効性の低さから、犯罪被害も労災等と同様の災害として位置づけ、無過失の災害補償制度の創設を勧告した。これを受けて、同制度は、これらを含む補償制度の中に統合されることになった。一九七二年災害補償法 (Accident Compensation Act 1972) により、災害補償公社 (Accident Compensation Corporation 以下、ACCと略称する。) が設置され、犯罪被害は「災害による人的被害」として国による補償対象となることになった。災害補償給付の財源は、一九七四年に導入された強制加入の国民災害保険制度による。これにより、被告人の責任の有無を問わず、生じた犯罪被害も他の原因に基づく被害と区別なく災害として取り扱われ、補償される。そのかわり、懲罰によるダメージ以外の人的被害に対して民事賠償訴訟を提起できないことになった。なお、財産的被害は、同制度の対象とならないため、後述の損害賠償命令によるか、民事賠償による回復に求めることが可能である。

同法は、一九七三年と一九七四年と相次いで改正され、給付対象者に学生や未就労者、および海外からの旅行者も含

めることになった。その後も、一九八二年、一九九二年に、補償対象犯罪の拡大や、補償範囲・補償額の改正が行われた。³⁾そして、二〇〇一年九月に、現行の二〇〇一年被害防止・社会復帰及び補償法 (Injury Prevention, Rehabilitation, and Compensation Act 2001) が制定され、その改正法 (Injury Prevention, Rehabilitation, and Compensation Amendment Act (No.2) 2005) が二〇〇五年五月に成立するにいたっている。

(3) ACCによると、国は、毎年NZ\$一、四〇〇万を社会復帰、医療、週給補償のために支出している。その財源は、既述のように基本的に国民の強制加入による保険金であるが、その内わけは、雇用保険、所得税、自営業者からの保険、未就労者に対する政府からの拠出金、ガソリン税・自動車登録料等である。その他、これらの株式運用利益も入っている。

現行法が補償対象とする客体は、原則としてニュージーランド国民であるが、有職者であると否とを問わず、また、海外旅行中において受けた被害についても対象となる。また、外国からの訪問者が被害を受けた場合であっても、ACCが要求する基準を満たせば補償対象となる。現行法が定義する「人的被害」とは、身体障害または身体障害により惹起された精神的障害であり、後者には性暴力や虐待による精神的ショックも含まれる。人的被害が惹起される場合として、①職場、家庭、道路上において発生しうる事故、②就労中の通常の業務の過程から発生しうる疾病または感染、③医療事故、④性暴力・虐待が挙げられている。

一方、ACCが人的被害と認めないものとしては、以下のものがある。①疾病、②ストレス、感情の悪化、享楽感情の喪失等の情緒的な影響、③業務出張を除く海外での治療費、④日常使用から生ずる歯の痛み、⑤医療事故や異常な程度に行動を要求された就労中の障害を除く心臓疾患または大脳疾患、⑥加齢に伴って生ずる人的障害、⑦咳やくしゃみから生ずるヘルニア。さらに、ACCは、自殺や意図的な自傷から生じた障害については、治療を除き、何らの補償も

行わない。

こうして、犯罪被害者等がACCに申請した補償請求が認められると、医療費、逸失利益としての週給の補償、障害が重大で長期の療養を要する場合の一時金ないし独立の手当の給付、病院等への交通費および入院費に関して援助が受けられる。なお、一時金として給付される給付金の多寡は、障害の程度により異なる。ちなみに、二〇〇四年七月現在では、最少額がN\$二、六〇二であり、最高額がN\$一〇四、一〇九であった。また、死亡した場合の葬祭費用の最高額は、N\$四、六八四であった。⁴⁾

2 損害賠償命令

損害賠償命令 (Reparation Orders) とは、刑事手続において、裁判所が有罪の被告人に対して犯罪被害者等への損害賠償を命ずる制度であり、罰金と併科可能であるほか、罰金より優先しうるものであり、主として英米法圏で採用されている。もともと、ニュージーランドの制度は、イギリスの損害賠償命令 (Compensation Orders)、⁵⁾ アメリカの損害賠償命令 (Restitution Order) とも異なり、各国において制度の内容や手続等に若干の相違がみられる。

ニュージーランドにおける損害賠償命令は、従前より個別法により類似の制度が認められていたが、一九八五年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1985) によって現行制度が確立した。⁶⁾ 同制度は、一九八七年刑事司法法、一九九三年刑事司法改正法等による改正を経て、二〇〇二年量刑法 (Sentencing Act 2002) により現行の形態となっている。⁷⁾ すなわち、同法一二条は、損害賠償命令の言渡しの量刑が被告人ないし被告人の家族に不当な負担とならない限り、またはその他の特別の事情により言渡しが不適切とならない限り、裁判所はその言渡しを行わなければならないと規定している。同法三二条はまた、従前において心理的障害または財物の喪失もしくは毀棄の場合に言渡しを制限されていたが、

財物の喪失もしくは毀棄の被害を被った被害者がその結果として心理的・身体的障害または財物の喪失もしくは毀棄の被害を被った場合にも損害賠償命令の適用を拡大している。もつとも、裁判所が犯罪被害者等が二〇〇一年被害防止・社会復帰及び補償法により補償を受けることができると判断した場合は、いかなる財産の喪失もしくは毀棄に対しても損害賠償命令を言渡すことができない。さらに、裁判所が、同命令と罰金刑の併科が適切であると判断したが、被告人の資力が乏しい場合には、同命令を優先させて言渡すことになる。

一方、二〇〇二年量刑法は、裁判所が被害者側と被告人側との修復的な話し合いの結果を考慮することを義務づけている。すなわち、同法一〇条は、被告人が被害者に対して(謝罪、賠償、または労務もしくは奉仕等の実行を含む)修復措置をとったかどうかを考慮することを義務づけている。裁判所は、その修復的な措置が履行されたか、被害者側に受け入れられたかどうかを考慮しなければならない。このように、ニュージーランドの損害賠償命令は、修復的司法との関係が深い点の特徴である。

なお、損害賠償命令の言渡し件数は、二〇〇三年度において、総計一五、六七六件のうち、暴力事犯で一、五三一件(一〇・〇%)、その他の身体犯で一四二件(三・四%)、財産犯で一、六八〇件(二三・八%)等であった。また、言渡し額は、二〇〇三年度において、総額N\$一八、七八一、〇一五のうち、N\$一〇〇以下が四〇三三(二五・七%)、N\$一〇〇以上二五〇以下が三三九六(二一・〇%)、N\$二五〇以上五〇〇以下が三〇〇二(一九・二%)、N\$五〇〇以上一〇〇〇以下が二一三九(一三・六%)、N\$一〇〇〇以上五〇〇〇以下が二五三五(二六・二%)、N\$五〇〇〇以上が六七一(四・三%)であった。⁸⁾

従来、ニュージーランドにおける損害賠償命令の言渡し率が低く、その積極的な運用という面で問題があるとの指摘がある。しかし、二〇〇二年量刑法は、損害賠償命令の言渡しの拡大のために、一九八五年刑事司法法二八条が罰金の

全額または一部を身体的・心理的障害を受けた被害者に対して支払うことを可能にするとしていた規定を廃止した。その結果、同命令の言渡し率は上記のように従前よりも増加しているといわれる。

II 刑事手続における被害者保護

1 刑事司法に対する犯罪被害者等の意識

一九六〇年代に始まった犯罪被害補償制度により犯罪被害者等に対する経済的支援に続いて、七〇年代前半から民間ボランティア組織の草の根運動による精神的・実際の支援の広がりが欧米を中心に展開されるようになった。しかし、これらのみでは犯罪被害者等のニーズを満たさなければかりか、七〇年代後半から八〇年代前半にかけてイギリス等で行われた刑事司法に対する犯罪被害者等の意識に関する実態調査をとおして、犯罪被害者等が刑事手続の中で単なる証拠の一つとしての位置づけしなく、「忘れられた人」(forgotten person)として疎外感を抱き、また、刑事司法機関等から二次被害を受けることが少なくないこと、それゆえ、刑事司法に対する極めて大きな不信感を抱いていることが明らかとなった。¹⁰⁾

こうした反省から、刑事手続における犯罪被害者等の保護や地位向上を目指すべきであるとする一九八五年の国連による「犯罪被害者と権力の濫用の被害者に関する司法の基本原則宣言」や八七年のヨーロッパ評議会による「刑事手続における被害者の地位と被害者援助に関する勧告」を受けて、刑事司法機関による被害者対策への取組みが見られるようになり、特に九〇年代に入り、その動きが加速し、刑事司法機関の行政努力による施策の実施や、刑事手続における犯罪被害者等の保護や地位向上に関する法整備が図られていくようになった。

ニュージーランドにおいても同様に積極的な被害者対策が講じられていくが、刑事司法に対する犯罪被害者等の意識に関する全国的レベルの実態調査は、一九九六年度に初めて実施され、さらに二回目の調査が二〇〇一年度に行われた。二〇〇一年度調査によると、警察に被害の通報を行った犯罪被害者等の約半数は、警察の対応について満足している。しかし、警察に対する満足度が前回調査より若干低くなり、被害を通報した犯罪被害者等の四分の一が不満を表明している。特に、侵入盗の被害者、マオリ族の被害者、少年被害者等に比較的多い。不満の主な原因は、警察が対応を十分行ったようにみられていないこと、警察が無関心であるようにみえるという点にある。

もつとも、同調査は被害者化とそれに対する犯罪被害者等のニーズに関する調査が中心であり、刑事司法機関に対する意識調査は警察に対するものしかない。刑事司法に対する犯罪被害者等の意識調査が不十分である点が残念である。

2 刑事手続における犯罪被害者等の権利

一九八〇年代に刑事手続における犯罪被害者等の保護や地位向上を目的とする法整備が始まるが、ニュージーランドでは、一九八七年一月一日に施行された一九八七年犯罪被害者法¹²⁾が制定され、情報提供や被害者の意見陳述 (Victim Impact Statement) などの犯罪被害者等に向けた種々の支援策を講じることが刑事司法機関に義務づけられることになった。もつとも、それらは法的拘束力を有するものではなく、あくまで刑事司法機関の努力義務の域を出なかった。ところが、一九八七年法に替わるものとして、二〇〇二年二月二十八日に施行された二〇〇二年被害者権利法¹³⁾は、刑事手続における犯罪被害者等の種々の権利を規定し、刑事司法機関に対して情報提供や援助などの種々の被害者保護施策を義務づけることを明確化している¹⁴⁾。以下では、刑事手続に関する規定について新法のポイントを若干紹介しておく。

新法は、まず、基本原則として、犯罪被害者等がその尊厳とプライバシーが尊重されるべきであることを明記したう

えで（七条）、出来る限り、そのニーズに対応しうる、福祉、保健、カウンセリング、医療、法律の各機関にアクセス可能なようにすべきであることを謳っている（八条）。そして、新法は、警察、弁護士、保護観察官、裁判官、検察官などの司法関係者が、被害者と被告人とが同意し、面談が適切であることなどを条件に、両当事者の面談を勧めるべきであると規定している（九条）。

犯罪被害者等の権利としては、第一に、情報提供を受ける権利がある。提供される情報の内容は、①直接的支援に関するもの（医療、経済的支援、DVや虐待に関する法的保護、裁判手続に関する情報、犯罪被害者等援助団体への付託等）、②刑事事件に関するもの（事件捜査の進捗状況、起訴・不起訴の理由、審理の開催日・場所、被疑者・被告人の保釈条件、証人としての被害者の役割、裁判・量刑の結果等）がある。第二に、被疑者・被告人の匿名性に関して、被疑者・被告人が自己の氏名等の本人を特定しうる情報の開示を禁止する命令を裁判所に求める場合には、検察官は、この点に関する被害者の見解を確認し、裁判所に通知する義務を負う。第三に、パロール委員会に対する申立として、犯罪被害者等はパロール委員会に対して、被告人の保釈等についての意見を申し立てることができる（二〇〇二年パロール法、五〇条A、B）。第四に、被害者の意見陳述制度については、犯罪被害者等が事件によって被った肉体的、精神的、財産的被害の状況、その他被害の影響につき、書面により、または法廷における陳述により、意見を表明できることになっている。なお、これは、アメリカやわが国の意見陳述制度のように被告人の量刑についても意見を述べることが可能な制度ではなく、イギリスの意見陳述制度（Victim Personal Statement）と同様、被告人の量刑に対する意見表明はできない¹⁵。第五に、その他の権利として、証拠品として押収された被害者の所有物につき迅速な返還がなされ、犯罪被害者等の住所が裁判所の許可なく明かされないことになっている。

一定の性犯罪の被害者が申請を認められる制度として、一六歳以上の性犯罪の被害者に対して、裁判所は、有罪を言

い渡された性犯罪者の氏名等の情報提供を行うことが出来る(一九八五年刑事司法法一三九条の改正)。

一定の重大犯罪の被害者に関する規定として、性暴力その他の重大な暴力事犯、致死傷事犯等の場合に、犯罪被害者等は、第一に、加害者の保釈に関する意見を述べる事ができること、第二に、被害者通知制度(Victim Notification System)として、被害者本人または代理人をとおして、被告人に関する情報の提供を警察、矯正局、厚生省等から受ける事ができること、第三に、同制度に登録した犯罪被害者等に対する情報提供として、受刑者の保釈のヒアリングに関する通知、長期受刑者の釈放前の情報提供、パロール委員会への申立、加害者の保釈に関する通知等が規定されている。また、被疑者・被告人または受刑者が精神病またはその他の疾患で病院に収容された場合、彼等が免責されるかどうか、刑務所に送致されるかどうか、短期間で保釈されるかどうかについて通知を受けるほか、逃走の有無、死亡の有無も通知対象となる。さらに、移民大臣が犯罪者の国外追放を検討する場合、被害者側に通知される。その際、犯罪被害者等は、当該犯罪者の国外追放についての所見を書面で移民大臣に申し立てることができるようになった(一九八七年移民法の改正)。

これらの諸権利について、被害者側に権利の行使が認められるが、刑事司法機関側がこれらの義務を履行しない場合、不服申立が可能である。ただし、被害者側は、それらの義務違反につき犯罪被害者等の損害賠償請求が可能なるものを含む場合を除き、国家賠償請求訴訟を起すことが出来ない。

Ⅲ 修復的司法

1 修復的司法のパイロット事業

修復的司法の問題については、修復的司法という概念自体が多義的であるため、その用語の使用には慎重でなければならぬが、ニュージーランドは、世界でもっとも進んだ修復的司法の国であるといえるであろう。同国ではさまざまな形態で修復的司法が刑事司法の中に採用され、それは既述の損害賠償命令にもみられる。少年司法におけるファミリー・グループ・カンファレンス (Family Group Conference) や、裁判所が関与した修復的司法が行われており、¹⁶⁾ 後に後者の展開については、そのパイロット事業が二〇〇二年から二〇〇三年にかけて行われた。¹⁷⁾

この事業が行われた目的は、第一に、修復的司法の話し合いに参加する犯罪被害者等にとって犯罪により被った影響度を減少させること、第二に、犯罪被害者等が刑事手続に参加することの満足度を高めること、第三に、従来の伝統的な刑事司法の下で処遇された犯人と比較して修復的司法で処遇された犯人の再犯率を減少させることにあった。成人が犯した上限が二年の拘禁刑である財産犯のすべてと、一年以上七年以下のその他の犯罪 (DV犯罪を除く) という比較的重大な事犯について行われ、被害者、被告人、および両者の支援者との間のカンファレンスにおいて、犯罪被害者等に主張の機会を提供し、被告人には責任をとり事態を正しい方向に向かわせる機会を提供する。修復的司法の手続への参加は被害者側と被告人の双方にとり任意であるが、パイロット事業では、犯罪被害者等が参加を拒んだケースが少なく、五七七人の被告人の中で三六%のみの参加に止まった。

具体的方法をみると、被告人が法廷で有罪の答弁をした後に、裁判官は当該事件を修復的司法にまわすことが可能となる。そこで、裁判所に採用された修復的司法のコーディネーターが、被告人と面会し修復的司法の手続にのる意思の

確認をした後、法務省と契約したコミュニティ・ベースのグループの仲介者に付託する。その後、仲介者は、被害者側と被告人に別々に面会し、両者の意思を確かめ、カンファランスを実施する。その報告書が裁判所の量刑段階に提出される。裁判官は、被害者側と被告人との間で合意された内容の一部または全部を量刑判断において考慮するかどうかを判断するが、さらに修復的司法の手続による合意が成立するように事件の審理を延長することも可能である。

調査の結果、上記の第一の目的については、聞き取り調査に応じた九二%が進んで参加し、その四分の三が話し合いを好意的に捉えており、被害の影響度を減少させるねらいに一定の効果があるという。次に第二の目的については、三分の一以上の犯罪被害者等が積極的に刑事手続に参加しているという意識を抱き、敬意をもって取り扱われたと感じている。第三の目的については、カンファランスに応じた被告人の再犯率は三二%であり、一般の再犯率が三六%であるのと比較して幾分低くなっている。

本パイロット事業の調査結果は、裁判所が関与する修復的司法の手続に参加した者の大半がカンファランスに高い満足度を示しており、犯罪が発生した原因についての理解が深まったとしている。また、犯罪被害者等の満足度を高める改善点として、カンファランスでの合意に関するモニタリングやその合意と量刑の関係を明確にすべき領域が明らかになったこと、修復的司法は被害回復を促進しうるが、犯罪被害者等に対する支援の代替となるものではないことが明らかとなった。一方、被告人にとっても望んでいることを述べる機会が与えられ、犯した犯罪に対する処理について理解と合意を示し、カンファランスにより公正に合意に達したという意識を持ちうる。これにより、被告人の再犯率が若干なりとも減少している事実があるとしている。

2 修復的司法の形態

現在、法務省の資金提供により、国内の三一のコミュニティ・ベースのグループに分かれ修復的司法手続が行われている。そのうち二〇箇所が法務省内の犯罪防止部（Crime Prevention Unit）と提携し、一一箇所が裁判所と提携している。

裁判所は、一九九〇年代半ばから非公式な形態で成人の犯罪者に対する刑事手続の中に修復的司法を採用してきた。修復的司法が法制度の中で公式に認められるようになったのは、二〇〇二年量刑法、二〇〇二年パロール法、二〇〇二年被害者の権利法、および二〇〇四年矯正法による。これらの法は、修復的司法に大きな意義と正当性を認め、必要に応じその適用を奨励し、そして修復的司法の手続が行われた場合は、量刑や仮釈放の判断に際しその手続の考慮することを求めている。⁽¹⁸⁾

修復的司法は、有罪判決を言い渡す前、あるいは量刑を言い渡す前、あるいは量刑を判断する際といった様々な刑事手続の段階で行われており、被害者と被告人双方の関与は任意である。ただし、被告人は、修復的司法の手続に入る前に、刑事責任のあることを認めなければならない。

ニュージーランドで行われている修復的司法の手続には、主に次の二つの形態がある。その一つは、被害者・被告人カンファランスであり、被害者・被告人および両者の支援者との間で私的に非公式に話し合うもので、被害者側に参加の意思がある場合のみ行われる。被害者と被告人は、発生した事実について正直に話し合い、発生した結果を明らかにし、その侵害に対する賠償方法について話し合う。いくつかのカンファランスでは、被告人側からの計画に従い、通常被告人側から謝罪が行われ、またしばしば犯罪被害者等への被害弁償やコミュニティ作業のような被害回復手段がとられる。カンファランスの結果は、裁判所に提出され、量刑の際に判断される。

もう一つは、コミュニティ・パネル・カンファレンスであり、犯人がコミュニティの人々で構成される委員会に申し立て、犯罪被害者等や地域社会に対する被害弁償を行い、かつ再犯のおそれを減少させるための計画を立てるものである。この形態の修復的司法は、しばしば比較的軽微な事犯のケースで行われ、被疑者がその計画を実現しようと判断された場合は、デイバージョンの観点から起訴しなくてもよいことになっている。この形態のカンファレンスには犯人のみの参加で足りるが、被害者側が参加することもあるといわれる。

このように、被害者側と犯人が話し合い、犯人に犯行の責任を自覚させ、可能な限り、犯罪被害者等とコミュニティに惹起した侵害に対して償わせるといふ修復的司法の目標に基づき、刑事手続の中に修復的司法の手法が大きく取り入れられている。

IV おわりに

以上、ニュージーランドにおける犯罪被害者等の保護や支援に関する法制度について若干の紹介を試みた。

補償制度に関しては、国民からの強制保険を財源とする災害補償制度が法制度化され、運用されている。犯罪も事故や労災等と同様の災害の一種と捉え、災害による被害の補てんを広く社会一般で支えあうという国や国民の責務として同制度を位置づけている点が注目される。たしかに、犯罪被害の賠償について、不法行為制度自体に実効性が欠ける面が否めない事実である。しかし、被害回復は民事賠償制度により個人責任に基づく原因者負担とするのが原則であるという我々の常識からみれば、同国の制度を採用しうるかは、不法行為制度、労災その他の補償制度との比較検討などにより、慎重な議論が必要であろう。

刑事手続における犯罪被害者等の保護・地位向上に関する法整備については、その多くが欧米やわが国に採用されているものである。情報提供に関しては、被害者通知制度が、性犯罪や、生命・身体犯の重大事犯の犯人の釈放時期等に限定されている。わが国においては、二〇〇五年四月一日より施行された犯罪被害者等基本法をうけて、犯罪被害者等施策推進会議が策定した「犯罪被害者等基本計画」において、加害者情報の提供が釈放時期に限定されず、釈放後の住所についても行われることが予定されているが、受刑者の社会復帰に支障をきたさないよう慎重な検討が必要であろう。また、VIS制度に関しては、既述のように、ニュージーランドのそれはイギリスと同様に量刑についての言及はできないことになっており、わが国やアメリカの制度と異なる。この点については、わが国への同制度の導入に際しても、量刑に関する被害者側の意見が実際の量刑に影響を及ぼしうるか、その是非はどうかなどの議論に発展したが、ニュージーランドがイギリスとともに慎重な態度をとっていることが注目される。

修復的司法に関しては、近年、欧米を中心にそれを積極的に刑事司法の中に採用する傾向が強¹⁹く、ニュージーランドはその最先進国といっても過言ではない。修復的司法の概念と形態が様々であるため、どのような修復的司法をどのような形態で刑事司法に採り入れれば、被疑者・被告人にとっても、犯罪被害者等にとっても立ち直りや被害回復等の解決に資するか、そしてその導入によって刑事司法が一般国民から信頼されるものになりうるかが問われるところである。わが国でも、積極論²⁰の展開があるものの、慎重論²¹も根強く、今のところ、刑事司法実務や被害者側においては慎重な態度がとられている。

犯罪被害者等の支援や刑事手続における保護・関与権に関する法整備については、それぞれの国の社会、文化、法制度等との相違により、共通部分とそうでない部分があるが、わが国の犯罪被害者等の支援に関する法整備を拡大発展させていくためにも、ニュージーランドの対策は見逃せないものがあり、今後その行方を注視していくべきであろう。

- (1) イギリスの犯罪被害者補償制度の誕生については、大谷實「イギリスにおける犯罪被害者補償制度の運用状況」大谷實・宮澤浩一編『犯罪被害者補償制度』(成文堂、一九七六年)七五頁、奥村正雄「イギリスにおける被害者学の生成と発展」被害者学研究六号(一九九六年)八四頁等。
- (2) ニュージーランドの犯罪被害者補償制度の研究として、千手正治「ニュージーランド事故補償制度」中央大学大学院研究年報二八号(一九九九年)二〇七頁以下、浜井浩一・横地環「オセアニアにおける犯罪被害者施策」法務総合研究所研究部報告九 諸外国における犯罪被害者施策に関する研究(法務総合研究所、二〇〇〇年)二八七頁以下等。
- (3) 改正の動向について、浜井・横地・前注(2)二八七頁以下、千手・前注(2)二〇八頁。
- (4) ACC, "About the Injury Prevention, Rehabilitation and Compensation Act 2001" <http://www.ACC.co.nz/wcm001> なお、被害者遺族の中で配偶者は過給の補償を一括給付に変更である。
- (5) イギリスについて、奥村正雄「イギリスの犯罪被害者対策の現状」産大法学三三卷二三号(一九九八年)八〇頁以下、同「刑事制裁としての損害賠償命令」現代フォーラム二二号(二〇〇五年)六九頁以下。アメリカについて、佐伯仁「刑罰としての損害賠償」内藤謙ほか編『平野龍一先生古稀記念祝賀論文集下巻』八五頁以下(有斐閣、一九九一年)、同「刑罰としての損害賠償」産大法学三四卷三号(二〇〇〇年)九八頁以下、永田憲史「刑事制裁としての被害弁償命令」二「法学論叢」一五三卷一号(二〇〇三年)七二頁以下、同二号一二二頁以下。
- (6) ニュージーランドの損害賠償命令について、藤本哲也「千手正治」ニュージーランドにおける修復的司法の一手段としての賠償命令」法学新報一〇九卷三号(二〇〇二年)四七頁以下。
- (7) Conviction and Sentencing of Offenders in New Zealand: 1994-2003, <http://www.justice.govt.nz/pubs/reports/2004>
- (8) Ministry of Justice, Conviction and Sentencing of Offenders in New Zealand: 1994 to 2003, para6.3. <http://www.justice.govt.nz/pubs/reports/conviction-sentencing-2003-04/>
- (9) 藤本・千手・前注(6)六九頁。
- (10) 奥村正雄「イギリス刑事法の動向」(成文堂、一九九六年)二四五頁以下、同・前注(1)八七頁以下。
- (11) Ministry of Justice, *Summary of the key findings of the New Zealand National Survey of Crime Victims 2001* (Ministry of Justice, 2003).
- (12) 紹介として、富田信穂「ニュージーランドの被害者政策」被害者学研究九号(一九九九年)七三頁以下、浜井・横地・前注(2)二八七頁以下。

- (13) Victims' Rights Act 2002. A guide for agencies dealing with victims of offences (Ministry of Justice).
- (14) 紹介として、千手正治「ニュージーランドにおける被害者政策の新動向―被害者の権利法の成立」JCCD九一号(二〇〇三年)一七頁以下。
- (15) ニュージーランドのVIISについて、千手正治「ニュージーランドにおけるVictim Impact Statement」中央大学大学院研究年報二九号(二〇〇〇年)二一九頁以下。
- (16) ニュージーランドの修復的司法について、前野育三「被害者問題と修復的司法―ニュージーランドのFamily Group Conferenceを中心に―」犯罪と非行二二三号(二〇〇〇年)六頁以下、浜井Ⓜ横地・前注(2)二八九頁以下、藤本哲也「ニュージーランドにおける刑事政策の新動向―成人に対する修復的司法の導入」罪と罰三九卷二号(二〇〇二年)四六頁以下、千手正治「ニュージーランドにおける修復的司法」比較法雑誌三七卷一号(二〇〇三年)二四〇頁以下、同「ニュージーランドにおける修復的司法②」比較法雑誌三七卷三号(二〇〇三年)一六八頁以下、同「ニュージーランドにおける修復的司法の発展」中央大学大学院研究年報三三三号(二〇〇四年)二二七頁以下、細井洋子ほか編『修復的司法の総合的研究』四八九頁以下〔高橋貞彦〕(風間書房、二〇〇六)等がある。
- (17) Ministry of Justice, New Zealand Court-Referred Restorative Justice Pilot: Evaluation, <http://www.justice.govt.nz/reports/2005>, バイロット事業は二〇〇一年末から、オークランド、ワイタケレ、ハミルトン、テューンデインの各地方裁判所において実施され始めた。調査は、法務省とヴィクトリア大学の犯罪と司法の評価・調査センターの共同作業によるものである。調査は、二〇〇二年二月四日から二〇〇三年二月三日までに行われた五三九件(五七七人の被告人)の事例につき一九二回開かれたカンファランスを対象にしている。すべての関係者に調査票を送付するとともに、カンファランス後に一八一人の被害者と一六〇人の被告人、被告人の量刑言い渡し後に一六七人の被害者と一四三人の被告人、カンファランス後に一五四人の被害者と一〇二人の被告人に、それぞれ聞き取り調査が実施された。
- (18) Ministry of Justice, Restorative Justice in New Zealand: Best Practice (Ministry of Justice, 2004) p.8.
- (19) イギリス内務省も、最近、刑事司法の中に修復的司法を導入することに積極的になりつつある。奥村正雄「イギリスの犯罪被害者対策」被害者学研究 一七号(二〇〇七年)八一頁。
- (20) 高橋則夫『修復的司法の探求』(成文堂、二〇〇三年)、吉田敏雄『犯罪司法における修復的正義』(成文堂、二〇〇六年)等。
- (21) 瀬川晃「修復的司法(Restorative Justice)論の混迷」同志社法学五六卷六号(二〇〇五年)五六五頁以下、同「ユートピアとしての修復的司法」犯罪と非行一四四号(二〇〇五年)四頁以下等。

ニュージーランドにおける犯罪被害者と刑事司法

同志社法学 五九卷一号

一八 (一八)

〔追記〕 本稿は、二〇〇四年に行った「ニュージーランド Victim Support 視察調査」の報告書を基礎にして、その後の状況を踏まえ、加筆したものである。